

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊
飯塚市監査委員 城丸 秀 高

地方自治法の規定に基づき定期監査等の監査を実施したので、飯塚市監査規程第22条第2項の規定により、その結果を公表します。

1 監査の対象、期間及び指摘事項件数

対象部局等	指摘事項件数	監査実施期間
都市建設部 住宅政策課	7	令和元年10月24日 ～ 令和元年12月25日
都市建設部 土木管理課	7	
都市建設部 農業土木課	8	

2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、前回監査実施基準日翌月から令和元年8月までの収入、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象としました。

また、上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員の説明を聴取しました。

3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていましたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導にも努めてください。

検討改善事項

【住宅政策課】

1 老朽危険家屋解体撤去補助金について

老朽危険家屋解体撤去補助金交付要綱第4条第2号によれば、「所有権以外の権利が設定されていない建築物」が要件の一つに規定されている。

しかしながら、添付された登記事項証明書を確認したところ、抵当権が設定されているにもかかわらず、書類審査で適正として補助金の交付決定がなされていた。

所管課において権利事項を確認したところ、既に債務は償還済みであり、抵当権は消滅しているとのことであった。

今後は書類審査において、内容の確認を徹底し、要綱にのっとり補助金交付を行うこと。

2 許可書の発行について

飯塚市営駐車場条例施行規則第4条第2項によれば、「定期駐車券の発行を求める者は、あらかじめ定期駐車申込書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。」と規定されている。

しかしながら、更新の定期駐車申込書が提出されていないにもかかわらず、許可書発行の決裁が行われていた。

今後は同規則に基づき、適切な事務処理を行うこと。

3 事務決裁について

飯塚市事務決裁規程別表第2によると、1件100万円以上の役務費の執行は部長共通専決事項と規定されているものの、課長が決裁を行っていた。

早急に決裁を取り直すとともに、今後は同規程を遵守し、適切に処理すること。

4 各団地排水管しゅんせつ等委託について

平成30年度の各団地排水管しゅんせつ等委託において、14箇所の団地のしゅんせつ業務を委託しているが、新二瀬住宅の作業確認の写真が添付されておらず、履行が確認できなかった。

写真は重要な証拠書類であり、今後は確実な履行確認を行うこと。

5 各所草刈等委託について

平成 30 年度の各所草刈等委託において、一般廃棄物が適切に市の許可業者に受入れられ処分されているか確認する書類が提出されていないものが見受けられた。

法律の規定に従い区域内での適切な処分が行われているかを、市が責任をもって確認するために仕様書で書類の提出を求めており、今後は十分に確認を行い、適切に処理すること。

6 伝票の切り分けについて

飯塚市契約事務取扱要領では、消耗品等の購入（一伝票 3 万円以上 10 万円未満の場合）は、3 者以上の見積書を徴収し、見積比較をすることと定められている。

しかしながら、同一時期に発注した物品で一伝票が 3 万円未満の複数の請求書により、伝票を切り分けて支払いを行っていたものがあり、適切な価格で執行されたものか疑義が生じる。

これは、意図的に 3 万円未満に伝票を切り分けるため行った行為であると思料されるため、今後は適切な事務処理を行うこと。

(品目等)	(伝票金額)	(起案日)	(伝票番号)
① ザバーン防草シート (240G 2×30m)	29,700 円	6/4	No.2819
② ザバーン防草シート (240G 2×30m)	29,700 円	6/7	No.2820
③ 防草シート (ザバーン 2m×50m)	29,700 円	8/19	No.3144
④ 防草シート (ザバーン 2m×50m)	29,700 円	8/23	No.3142

7 備品の管理について

備品について確認したところ、現在は存在しない電動パンチ、ワープロ、パソコン等が台帳に登録されたままとなっていた。

早急に備品と台帳の照合を行い、今後は適切な備品管理を行うこと。

【土木管理課】

1 旅行命令について

飯塚市職員等旅費条例第4条によれば「次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等によって行わなければならない。」とされている。

土木管理課職員が講習会受講のため旅行を行っているが、旅行命令権者の旅行命令等がなされていなかった。

また、別の職員が県外出張を行っているが課長決裁としていた。飯塚市事務決裁規程別表第1によれば「部次長、課長及び所属職員の県外の旅行命令に関すること。」は、部長専決事項(係長以下の職員は部次長専決事項)とされている。

早急に決裁を受けるとともに、今後は適切な事務処理を行うこと。

2 排水機場操作管理委託料について

薙野排水機場における操作管理委託料において、操作員等の実労働時間に応じ委託料の支払いを行っている。

操作員から提出される「実績簿」と支払いを行うために作成する「実操作時間集計表」とを確認したところ、平成30年6月29日及び30日の操作員の実操作時間を重複して算定したことにより、76,680円分の過払いが発生していた。

業者に対し返還を求めるとともに、今後は適切な事務処理を行うこと。

3 占用許可書について

道路占用の許可を受けようとする者が申請した期間と、占用許可書における占用期間が相違しているものが確認された。

許可書の交付においては、申請期間に基づく許可を行うこと。

また、一部において減免を行っているが、課長が決裁を行っていた。飯塚市事務決裁規程別表第1によれば、「既定標準による税外収入の減免に関すること」以外については、部長専決事項とされている。

早急に決裁を取り直すとともに、今後は同規程を遵守し、適切に処理すること。

4 切手の購入及び管理について

平成31年3月29日に切手を328枚購入しているが、その後、購入枚数に対する使用の実績がなかった。年度末における予算消化ではないかと思料される。計画的な購入を行うこと。

また、切手受払簿について確認したところ、確認者の確認欄が設けられておらず、

さらに、平成 31 年 4 月から 9 月までの切手受払い状況をパソコンで作成しており、課長等の確認がその都度されていたか疑義がある。

切手は現金等価物であるため、切手と使用簿とを適宜課長等が確認し、適切な管理を行うこと。

5 施設維持管理手数料における執行について

財政課長通知、平成 22 年 5 月 20 日付け事務連絡「施設維持管理手数料」に係る事務処理について(以下「通知文」という。)によれば、「軽微な工事や維持補修で早急な対応を要するもの」を「役務(サービス)の提供を受けたことに対する支出」と捉え、労働に対する対価のほかに材料費、作業機械借り上げ料等の諸経費が含まれるものについて、「施設維持管理手数料」(以下「手数料」という。)として 100 万円未満の支出ができるとされている。この通知文により、入札や契約書の締結等の事務処理を行うことなく支出が可能となることから「工事請負費での支出が適当であるものについては、たとえ金額が少額であっても工事として発注し、安易に当該手数料により処理することは避けてください。」との注意喚起がされている。

道路橋りょう費における施設維持管理手数料の執行について確認したところ、舗装工事、草刈、看板等の撤去及び設置など、委託料や工事請負費での支出が適切であると思料される事例が確認された。

また、上記事例のうち一部においては随意契約の限度額(50 万円)を超えた支出も存在していた。

これまでの維持管理手数料における執行内容について見直すとともに、今後、安易に処理することなく、支出の性質に応じた費目にて適切な予算執行を行うこと。

6 土地賃貸借契約について

地方自治法によれば、自治体予算は年度ごとに作成し、翌年度以降の予算を拘束してはならない(予算単年度主義)と規定されているため、予算の裏付がない複数年の契約は原則的には認められていない。しかしながら、地方自治法第 214 条に基づく債務負担行為、あるいは、同法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約によって、例外的に複数年契約が可能とされている。

土地賃貸借契約について、予算の裏付なく、3 年間の借地料を定めた契約を締結し、支出しているものが見られた。

今後、債務負担行為の設定または契約の見直しを行い、法令に基づき適切に処理をすること。

7 備品について

備品について確認したところ、現在は存在しない備品が台帳に登録されたままとなっていた。

登録されたままとなっている備品の中には、重要物品も含まれていることから、早急に備品と台帳の照合を行い、今後は適切な備品管理を行うこと。

【農業土木課】

1 工事請負契約にかかる契約事務について

一部災害復旧工事のしゅん功写真において、設計書にない工事が確認された。内容について確認したところ、災害箇所であり緊急を要するため、一部工事を契約締結前に行い、後日別途契約を行ったとのことであった。

また、「尾谷地区災害復旧工事」及び「尾谷地区水路維持工事」におけるしゅん功写真については、一部、同一のものが使用されていた。これらの工事は、関連工事であり工事契約を集約することで経費削減の効果が見込まれるため、一連工事として適正に契約を締結すべきであったと思料する。

今後、関連工事については、適切な工事計画のもと、適正な事務処理を行うこと。

2 設備保守点検委託について

(1) 契約内容の見直しについて

平成 30 年度において、設備保守点検を年間委託していた大畑かんがい排水機場については、7月の豪雨による浸水被害のため、8月以降は設備が使用不可能となり点検ができない状態であったにもかかわらず、その後の契約内容の見直しを行っていなかった。

被害を受けた排水機場設備については、仮の設備が設置され、その後の設備点検の必要性はなかったことから、履行期間の変更及び契約金額の見直しを行うべきものであったと思料する。

今後、不測の事態においては、契約の変更も視野に入れ適切に事務処理すること。

(2) 保守点検結果に対する対応について

鳥羽池水質保全施設設備及び北勢田かんがい排水場については、設備保守

点検を年間委託しており、業者より毎月点検報告が提出されている。

報告書類等を確認したところ、平成 30 年 4 月から同一の内容が報告されており、中には緊急の対応を要する記載があったことから、その対応状況を尋ねたが、対策を講じていなかった。

また、一部部品について盗難被害にあっているが、警察へ届け出ていなかった。

速やかに報告内容について業者と打合せのうえ適切に対応するとともに、今後は対応状況について記録を残すこと。

3 法定外公共物占用料について

(1) 調定について

平成 31 年度占用料にかかる調定について、計上が漏れていたもの、許可決定した占用料と計上した調定額が相違したのが見受けられた。

速やかに調定額の変更を行うとともに、今後適切に処理すること。

(2) 減免の決定について

飯塚市事務決裁規程別表第 1 によれば、既定標準による税外収入の減免に関する事以外については、部長の専決事項とされている。

しかしながら、平成 31 年度における占用料の減免について、専決権のない課長が決裁を行っていた。

直ちに決裁を取り直すとともに、今後適切に処理すること。

4 工事関係書類の確認について

「目尾地区雑野農道外 1 箇所改良工事」におけるしゅん功写真における一部の工事場所が、発注指示書及びしゅん功図に示されたものと相違していたため、内容を確認したところ、発注指示書及びしゅん功図で示した場所が誤っていたことが分かった。

指示場所の図示を誤ったものであり、展開図及び設計金額は正しく、受注者との問題も発生しなかったとのことであったが、工事発注時における指示書の誤りは業者との不要なトラブルを招くものであるうえ、しゅん功図も誤っていることから発注にかかる事務処理及び完了検査が適正に実施されたのか疑義がある。

今後、完成検査を適切に行うとともに、作成書類の確認を徹底すること。

5 事務処理体制について

支出にかかる関係書類を確認したところ、次のような事例が見受けられた。

- ・「業務完成確認通知書」（赤池排水機場操作管理委託）の請負代金額の記載誤り
- ・工事請書に添付された、位置図の誤り
- ・工事請書における平面図と位置図で図示する場所の相違
- ・工事請書における位置図としゅん功図の工事個所の相違
- ・業者から提出されたしゅん功写真における工事名の相違
- ・業者から提出されたしゅん功写真における業務内容を記載した黒板の工事名漏れ

今後、事務処理については適正な確認、検査等を実施するよう職員への周知徹底を図るとともに、組織内のチェック体制の見直し及び強化に取り組むこと。

また、提出書類の不備については業者へ指導を行うこと。

6 事務決裁について

飯塚市事務決裁規程別表第1によれば、「1件50万円超1,000万円未満の指名業者等との委託契約（部長共通専決事項（21）及び（22）は除く。）に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、（中略）及び業務完成確認通知に関すること。」は契約課長の専決事項とされているが、業務完成確認通知の決裁を都市建設部長が行っている事例が散見された。

早急に決裁を取り直すとともに、今後は同規程を遵守し、適切に処理すること。

7 分割発注について

（1）庄司地区農道改良工事について

庄司地区農道については、工事区間を2つに分割し、同一工期にて2者と契約を同日に締結している。

関係書類について確認したところ、2者から提出された書類には、施工状況写真の共用、業務内容を示した黒板における表記の混同などが見受けられたうえ、施工する作業員についても同一の人物が作業を行う様子が窺えた。

（2）伊岐須地区における水路改良工事について

各所改良新設事業費工事請負費にて伊岐須地区水路改良工事、農業施設管理費維持補修費にて排水柵修繕を行い、いずれも同一の業者が受注している。

関係書類を確認したところ、排水柵の修繕については、改良工事を行った

水路と接合する排水柵の設置工事であった。

(1) 及び (2) にかかるそれぞれの工事予定金額の合計額は、所管課長の決裁権限 130 万円を越えており、同一場所での工事内容（農道舗装、水路改良及び排水柵の設置）から勘案すれば、部分ごとの契約は一般的であるとは考えにくく、契約課入札案件とすることが一般的、合理的であるものと思料される。

限られた予算であり、「最小の経費で最大の効果」の大原則のもと、今後、工事発注の際には、費用対効果を充分考慮のうえ執行すること。

8 備品管理について

備品について確認したところ、存在しない備品が台帳に登録されたままとなっているものが確認された。

また備品台帳において、備品の所在場所がすべて農業土木課となっており現況と相違していた。

速やかに備品台帳の整理を行い、今後は適切な備品管理を行うこと。